三　政府代表部

地域	所在地	号			別								
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
アジア	ジャカルタ （東南アジア諸国連合）	520,000	500,000	471,200	453,200	435,100	381,100	327,100	291,000	255,000	237,000	219,000	201,000
北米	ニューヨーク （国際連合）	600,000	510,000	475,100	456,100	437,100	380,100	323,100	285,100	247,100	228,100	209,100	190,100
	モントリオール （国際民間航空機関）	560,000	540,000	500,800	480,700	460,700	400,600	340,500	300,500	260,400	240,400	220,300	200,300
欧州	ウィーン （在ウィーン国際機関）	640,000	620,000	575,100	552,100	529,100	460,100	391,100	345,100	299,100	276,100	253,100	230,100
	ジュネーブ （在ジュネーブ国際機関）	860,000	730,000	678,900	651,700	624,600	543,100	461,600	407,300	353,000	325,900	298,700	271,600
	（軍縮会議）	760,000	730,000	678,900	651,700	624,600	543,100	461,600	407,300	353,000	325,900	298,700	271,600
	パリ （経済協力開発機構）	640,000	580,000	539,600	518,000	496,500	431,700	366,900	323,800	280,600	259,000	237,400	215,900
	（国際連合教育科学文化機関）	600,000	580,000	539,600	518,000	496,500	431,700	366,900	323,800	280,600	259,000	237,400	215,900
	ブリュッセル （欧州連合）	640,000	580,000	539,300	517,700	496,100	431,400	366,700	323,600	280,400	258,800	237,300	215,700

別表第三　研修員手当（第十九条関係）

号別	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号	12号	13号	14号	15号
手当額	円 672,700	円 650,700	円 628,700	円 606,700	円 584,700	円 562,700	円 540,700	円 518,700	円 496,700	円 474,700	円 452,700	円 430,700	円 408,700	円 386,700	円 364,700

16号	17号	18号	19号	20号	21号	22号	23号	24号	25号	26号
円 342,700	円 320,700	円 298,700	円 276,700	円 254,700	円 232,700	円 210,700	円 188,700	円 166,700	円 144,700	円 122,700

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一のうち二　総領事館の表の改正規定は、政令で定める日から施行する。

2　この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第二及び別表第三の規定は、平成二十四年四月一日から適用する。

外務大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修
内閣総理大臣　野田佳彦